

ひがし労 東京

J R 東労働組合 東京地本
発行人 関根 輝明
編集者 情宣担当者

5月28日に、東京支社に申し入れ提出 新型コロナウイルス感染症対策

2度目

東京地本申2号

に伴う緊急申し入れ

- 緊急事態宣言解除で、
新コロナ禍の状況は変わったのだろうか！
- 新しい生活様式に対する、公共交通機関
としての対応はどうすべきか！

5月25日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を継続していた東京など首都圏の1都3県と北海道は、31日までの期限を待たずに解除しました。4月7日から実施していた緊急事態が約7週間ぶりに全面解除となりました。しかし、経済社会活動の再開は感染状況を見極めながら段階的に実施していくとしています。

新型コロナウイルスが収束したわけではありません。新生活様式下における運行のあり方や車内の3密軽減、オフピーク出勤、テレワークや勤務のあり方などは第2波、第3波が予想される状況下の課題と言えます。

また、公共交通機関としてのインフラ産業を担う当社およびグループ会社において、組合員・家族の不安や疑問はいまだ払拭されていません。この状況を踏まえ、組合員の不安解消をはかることや第2次、第3次感染防止に向けたリスク管理に基づいた運行のあり方など、労使間において現状の認識を一致させ、「安全と健康そして生活」を担保していくことが必要と考えています。

1. 運転本数削減に伴う乗務員運用と勤務の取り扱い等について明らかにすること。
 2. 収束に至っていない中での緊急事態宣言解除を踏まえ、列車運行や勤務等を明らかにすること。
 3. 緊急事態宣言解除を踏まえ、営業時間短縮や出改札業務等において縮小している業務については、通常どおりの業務に戻すこと。
 4. 緊急事態宣言における工務職場の在宅勤務の根拠及び出勤出面と在宅勤務の割合を明らかにすること。また、通常の見査体制及びパートナー会社との会議の現状と頻度、その方法を明らかにすること。
- 以上

7月11日、J R 東労働組合東京地方本部
第3回定期大会を開催します。